

減税と資本蓄積

木村元一

I. まえおき

- II. シャウブ構想における資本蓄積
- III. 最近の税制改革の動向

I まえおき

いかなる租税制度においても、資本の蓄積に對して何らの考慮をも拂わないということは、租税の本質上、絶対にあり得ぬことであるが、具體的にどれだけ資本蓄積を考慮するかという點になると問題はきわめて複雑である。

こんにちにおける、支配的な租税原則論は、能力に應じて課税すべきことを教えている。

この場合、能力の定義については、いろいろの問題があるが、少くとも、次の點については廣汎な意見の一一致がある。すなわち、能力は、所得の増加速度より大きな速度で遞増すること、これである。高額所得者に対する累進課税は、この認識の上に根據づけられている。また直接税を以て間接税より優れた租税であるとする見解も、この認識からみちびき出される。しかるに、この同じ認識からもう一つの結論が引き出される。資本蓄積は高額所得層の貯蓄にまたなければならないから、資本蓄積のためには、地代・利子・利潤等から成る高額所得層の所得に對し、重税を課することは避けなければならぬ。所得分配が不平等であればあるだけ、資本蓄積は有利となるから、累進課税による所得の水平化は、資本の蓄積にとって有害だとされるわけである¹⁾。

この矛盾は租税制度の樹立、改正、修正にあたって常に問題となるもっとも基本的な矛盾である。しかし資本蓄積に對する税法上の顧慮に當って、

1) Vgl. Wilhelm Röpke: Der Einflus sozialwirtschaftlicher Faktoren auf die Kapitalbildung. in: Kapitalbildung und Steuersystem, II Teil, 1930. S. 218.

IV. 減税要求の妥當性

- V. むすび

他に問題がないわけではない。

第一に、最近とくに重要視されるのは、資本蓄積と購買力との關係である。Somers のいわゆる Full-Employment Principle は、税法上、投資と消費の助長、節約の抑制、法人留保所得の解放などの方法を講じて、完全雇傭に到達しようという原則であるが、この原則からすれば、企業税の減免と同時に、高額所得層に對する重課、低額所得層に對する輕課・免稅・逆課税などが要求されてくる²⁾。

第二に、租税制度上、資本蓄積に對して考慮を拂う場合、(イ)國家蓄積と民間蓄積のいずれに重點をおくか、(ロ)民間蓄積のうち、企業蓄積と家計蓄積のいずれを重要視するか、(ハ)家計貯蓄の投資に關連して、間接投資(金融機關を通じての)と直接投資(株式購入)のいずれに重點をおくか、によって、それぞれ税法上の取りあつかいが異なってくることを認めなければならない。(イ)に關して國家投資の優先が必要とされる場合には、減税が見送られ、あるいは増税が必要となる。たとえ減税が行われるとしても、減税分以上の資金の吸收策として、公債の引受が要求せられるであろう。(ロ)について言えば、もし企業の内部留保よりも、一般の貯蓄が望ましいとされるならば、法人税の引下よりも所得税の引下が優先しなければならないであろう。(ハ)に關しては、預金と配當に對する税法上の差別待遇が問題となるのである。

以上は、きわめて一般的な問題構成にすぎない。一國の現實の租税制度の構成を考察するためには、

2) Harold M. Somers: Public Finance and National Income, 1949, p. 136.

さらに多くの要因をつけ加えて考察しなければならぬ。わが國の租税制度は、敗戦後のインフレーション期に、ほとんど制度としての機能を喪失し、應能原則に忠實なはずの所得税すら、極端な大衆課税と化した。資本蓄積の要請もインフレーションの自然的過程にゆだねられざるを得なかった。しかし 1949 年頃からインフレーション対策が講ぜられ、租税制度についても、正常化への試みが生れ、同年 5 月、シャウプ税制使節團の來朝、ついで税制改革に対する勧告(Report on Japanese Taxation)の發表、その制度化と、一連の改革過程を経て 1950 年 4 月から、シャウプ税制が實施せられることとなった。

しかば、シャウプ税制は、如何なる構想の下に、どの程度まで、資本蓄積への配慮を示したか。最近における資本蓄積のための税制改革要望の意味を明らかにするために、まずシャウプ税制における資本蓄積への配慮をかえりみてみよう。

II. シャウプ構想における資本蓄積

シャウプ勧告における資本蓄積の顧慮は、次の三點に要約することができる。第一は、企業資本構成の是正と企業負擔の軽減、第二は、高額所得層の租税負担の軽減、第三は流通諸税ならびに消費税の廢止、これである。

1. 資本構成のは正の企業負担の軽減

シャウプ勧告は、インフレーションによって歪曲された資本構成を是正するために、再評価を認め、經理の合理化を提案した。法人所得に対する二重課税を廢止するために、株主の配當所得 25% の税額控除ならびに法人相互間の配當の益金控除を認めた。法人に対する超過利得税を廢して一率に 35% の比例税を課すこととした。

これらの措置が法人企業に対する租税負担の軽減を目的とするものであったことは、いまさらいうまでもない。しかしシャウプ勧告は單に法人企業の負担軽減のみを狙っていると考えてはなるまい。第一に、再評価について注意すべきことは、その強制性である。すなわち、シャウプ案は、1950年 9 月 1 日までに再評価申告書を提出しないと、減價償却の増額計上を認めぬこととしている。

これは 6% の再評價益税徵收の便宜からきているというよりも、企業資本の凹凸を貨幣減價に照應して均らし、一律にそろえることを目標にしている。資本關係の更正が重要な狙いであったのである。第二に、法人税を一本建として超過累進税の適用の廢止を勧告したが、この勧告は、法人は株主の單なる集合體にすぎないという確固たる考え方にもとづいているのである。法人税なるものが、株主に對する配當所得を、便宜上支拂源泉において課税する方式にすぎないとすれば、法人に對する超過利得税は、高收益法人の株主を不當に罰することにならざるを得ない。配當の 25% を株主の所得税から控除すべしという勧告も、この法人擬制説からきている。わが國にも 1925 年當時から配當控除の制度があったが、この控除は株式取得のために要した借入金の利子を考慮するという趣旨であったのであって、シャウプの勧告趣旨と大に異なる。法人の留保所得に對して 2% の課税を勧告したこと、株主中心の考え方にもとづく。これらの勧告は、法人企業は適正な資本金額を表示し適正なる利潤を配當すべき營利機關であり、したがって、資本の蓄積は、社内留保を以て行うべきでないという趣旨をあきらかに示している。

缺損の繰越と繰戻、減價償却率の增加、資本支出と修繕支出の區別、貸倒準備金制の確立など、シャウプは企業經理の稅法上の合理化を勧告したが、利益留保を促進することは考えていない。かえって留保積立は法人税の延納を意味するとして、上述のごとく 2% の課税さえ要求したのである。

企業の負担となる地方税については、シャウプ報告書は、事業稅の課稅標準を附加價值 (Value added) におくべきこと、不動產以外に償却資產をも課稅對象とする固定資產稅を設くべきこと、法人に對する住民稅を廢すべきことを勧告したが、勧告理由のひとつとして比例的な收益稅の企業合理化促進作用をあげている。なお附加價值稅および固定資產稅が中小企業に軽く、大企業に重くなることも十分考慮されていることに注意すべきであろう。

2. 高額所得層の輕課

シャウプ勧告は、納稅者の貯蓄意欲を考慮し、また當時の徵稅情況を考慮に入れて、所得稅の累進限度を 30 萬圓超に對する 55 %にとどめようとした。これは、シャウプの直接稅中心主義に大きな汚點を印したものであるが、この結果稅率の刻みは下層の所得者に酷に、上層所得者に有利に壓縮されざるをえなかった。しかし歲出規模の壓縮を提案する權限のなかった使節團としては、所得稅の基礎控除引上による收入の激減をおそれる理由はあったとおもう。

ただここに強調しなければならぬのは、所得稅最高稅率を 55 %にとどめたこと對應して、譲渡所得の嚴密な合算課稅と、富裕稅の創設が勧告されていることである。株式の譲渡所得を捕捉するために、株式移轉の際は必ず名義書換を行すべきこと、無記名預金制度を廢止すべきことなどが提案された。富裕稅は所得稅の補完稅として 500 萬圓超に對する 0.5 %から、5,000 萬圓超に對する 3 %までの累進稅を徵する。だがシャウプは、この程度の財產稅は、かえって非收益財產の收益財產化をうながすと期待しているのである。

3. 流通稅・消費稅の廢止・整理

この項目は、Ability-to-pay の原則にもとづく直接稅中心主義の主要題目であるが、同時に企業の競争關係をできるだけ自由公正ならしめんとする意圖をも明らかにしているのである。有價證券移轉稅、取引高稅、登錄稅、砂糖消費稅、織物消費稅、清涼飲料稅等の廢止、通行稅、物品稅等の縮小整理は、シャウプ稅制の重要な成果であった。酒稅と專賣益金ならびに若干の物品稅、揮發油稅だけが種々なる理由から正當づけられているにすぎない。

以上のべたところによつて明らかにごとく、シャウプ稅制においては、高額所得者の自發的な貯蓄意欲と株式への直接投資という助長線がつよく浮び上がっているのであって、國家投資や、企業利潤の留保、自己投資の線はほとんど否定せられている。企業の競争關係を自由・公正ならしむべしとする正統派經濟學の資本蓄積の常道がつよく示されているのである。

しかしながら同時に、シャウプ勧告には、應能

課稅原則に立つ直接稅中心主義と、地方財源強化の方針がきわめて大きく現われている。ここでは取り上げ得ないが、地方財政、とくに市町村財政を強化するために、一方では住民稅および固定資產稅という有力な稅源を指定するとともに、他方では地方財政調整交付金制の大規模な擴充を勧告していた。

III. 最近の稅制改革の動向

前節では主としてシャウプ勧告に即して、資本蓄積のための稅制上の考慮を考察し、資本蓄積に対するシャウプの基本構想が、きわめて正統的な自由主義的財政・經濟思想の上に立っていることを指摘した。

しかし現實の資本蓄積がシャウプ構想のとうりに動いたというのではない。例えば、1950 年度においては、ドッヂ方式によって、國庫を通じて供給された資金は、財政投資 1,124 億、政府純債務減少額 1,164 億、合計 2,288 億圓に達する³⁾。そのうち一般會計の負擔部分、すなわち租稅を以て調達された額は、實績 771 億をかぞえた。

稅制面においても、シャウプの勧告が、そのまま實施されなかつたことは、すでに一言したことである。徵稅機構や、納稅道德の改善が期待のようには進歩しなかつたこと、地方稅關係に種々なる難問が堆積したこと、これらについては言わぬとして、附加價值稅の實施延期、無記名預金制の廢止見送り、株式名義書換の強制見送りなどは、すでに 1950 年度實施當初において、シャウプ稅制の將來を暗示するものがあった。1951 年度には、預貯金利子に對する源泉選擇課稅が復活している。シャウプの力説した總合課稅主義は、預貯金利子不算入の面からも侵害されることとなつたのである。

所得稅の補完稅として創設された富裕稅は、稅收 11 億を計上するのみで、徵稅方式の改善、記録の保存・蓄積に、みるべき努力も拂われず、廢止論の聲におびやかされつづけた。

附加價值稅が概して大企業に重く、中小企業に

3) 大藏省編集：財政金融統計月報、30 號、p. 28.

有利なことは、すでに述べたが、附加価値計算方式——控除式か加算式か——の問題にかかずらって実施の延期をかさね、こんにちに至ってなお實現をみないのも印象的である。

この間、當初一回限りの豫定であった固定資産再評價が再度 1951 年に行われた。他方、特別償却制によって、指定新機械について 3 カ年間償却率の 50% 増を認めると共に、産業合理化促進法によって、石炭、鐵鋼等 31 種の事業については、機械等の取得時または次年度に 50 % の償却を一度に認めることとした。減價償却、貸倒準備、特別修繕引當、退職手當引當、價格變動準備、渴水準備等の規定も施行された。國民貯蓄組合預金、郵便貯金などの免稅範囲は擴張され、無稅の割増金附定期預金も認められた。

しかしこれらの措置だけでは、資本蓄積のための稅制改革要望を満足するわけには行かなかった。減價償却の引上は實質的には法人稅の納期を延期するだけであって、眞の減稅にあらずというのが業界の意見である。

1952 年に入つて日本中小企業者團體連盟、商工會議所等々から、資本蓄積のための稅制改正が矢繼早に發表されたが、財界の要望を知るために二、三の事例をしめそう。

1952 年 10 月 14 日日本租稅研究協會の第 4 回研究大會では、金融業關係者からは、1. 預貯金に対する源泉課稅ならびに源泉選擇課稅 50 % の引下、2. 配當所得同様、總合課稅に際して利子稅額を控除する制度採用、3. 定期性預金利子の免稅等の要望が報告され、證券業關係者からは、1. 讓渡所得の非課稅、2. 現金拂込株式の配當金免稅などが要望された。產業經營者からは、下に掲げる通產省の稅制改正案や、經濟同友會の「資本蓄積促進法」とほぼ同様の要望がつよく主張された。

1952 年 10 月 22 日、通產省は稅制改正案を發表した。それによると、(1) 經理の安定のためにイ. 價格變動準備金の創設、ロ. 貸倒準備金限度引上、ハ. 輸出、契約取消準備金の創設、ニ. 鎌業の減價償却改善、ホ. 石炭、鎌害復舊引當金の創設を要望するとともに、(2) 内部留保を増加する手段として、イ. 特別償却の擴張、ロ. 海外支店開設準備

金の創設、ハ. 同族會社積立金課稅の輕減、そして、第三次資產再評價の實施をかけさらに、(3) 増資を容易ならしめる手段として、イ. 現金拂込増資株の配當金の損金繰入、ロ. 現金拂込増資登記に對する登錄稅の輕減、などを提案し、最後に個別的にイ. プラント輸出に對する特別措置、ロ. 物品稅の減免、ハ. 青色申告者に對する特別控除、ニ. 専從者控除の擴大、ホ. 附加價值稅の廢止、ヘ. 債却資產に對する固定資產稅の廢止又は輕減、ト. 電氣・ガス稅の廢止又は輕減を要望している。

1952 年 11 月 1 日には、經濟同友會の「資本蓄積促進法」案の要綱が發表された。これには次のようにのべられている。いわく、

「日本經濟の國際競爭における劣勢、従つて、經濟自立に對する最大の隘路は、資本蓄積の不足である。資本蓄積を廣義に解すれば、おのずから對策も多岐にわたる。たとえば、國民所得の増大はその根本策であり、金利問題、資本市場育成の問題にも、當然觸れなければならない。しかし問題を企業の自己資本の充實に限定して、その對策を検討する。……企業財政に對する最大の壓迫は、租稅による蓄積の收奪であるから、その對策の重點は、自ら稅制面に向けられざるを得ない」と。

そして有效期間 5 カ年の「資本蓄積促進法」には次のごとき内容が盛らるべきであるとする。

A. 企業資產の充實

1. 減價償却の徹底

- イ. 特別償却制度の適用範囲を擴大し、耐用年數を短縮する
- ロ. 第三次固定資產再評價を實施する〔期間 5 カ年、再評價益稅 6 %〕

2. 現行價格變動準備金制度を改善し、價格上昇の時に設定し、價格下落の時に取崩し得る制度にする

3. 現行貸倒準備金の積立限度を大幅に引上げる

B. 資本構成のは正

- 1. 未發行の自己株式保有制度〔増資手續の簡素化〕と株式配當〔この分に對しては

法人税減免】

2. 利益金の一定割合（たとえば50%）を資本構成は正積立金とした場合の減税〔例えれば現行42%を20%に引下げる〕
3. 増資を容易にする措置
 - イ. 10%以内の配當の免税
 - ロ. 獨禁法の緩和、株式譲渡所得税の廢止、配當所得の減税、株式擔保金融の促進
 - ハ. 企業借入金の長期金融機関による肩代り〔日本銀行より資金を開発銀行等に供給〕
4. 高率配當の抑制

以上は資本蓄積のための要望がこんにち何を目標にしているかを示す二、三の例であるが、シャウプ構想といちじるしく異なる點は、企業の内部留保の充實、配當の制限、重要産業・輸出産業等特定産業分野に対する資本充實、固定資産の任意的再評価等、社内留保と特定産業の優遇とに主眼がおかれている點である。經濟同友會の案によると、この措置で租税の減收は約550億になると推定されるが、この補填は、「中央・地方財政の徹底的な緊縮」に期待せられる。

このような資本蓄積の要望が、どの程度税制面に實現するかは、今後の問題であるが、1953年1月20日の閣議において決定をみた昭和28年度税制改正要綱は、かなりの程度まで企業利潤の蓄積を考慮に入れている。これと同時にシャウプ構想の重要な要素であった富裕税その他を廢止し、他方では、流通税及び消費税の復活・引上をはかっているので、直接税中心主義は名目的にも龜裂が生じはじめたといわねばならぬ。

改正要綱から重要な問題點をひろって考察してみよう。

1. 第三次再評価と企業留保の考慮

シャウプ勧告にもとづく第一次再評価は1950年1月1日から10月31日までに實施せられた。再評価額7,264億、再評價益税381億であった。26年7月1日、再評価積立金の3/4まで資本の繰入れが認められることとなった。第二次再評価の認められたのは1951年1月1日から9月30日にわたるものであるが、再評価額1,629億、再評價

益税61億にとどまり、第一回の再評価の補完程度にすぎなかった。第三次再評価が、第二次評価基準のさらに70%引上で全面的に實施されるとすれば、評價益も相當大きくなるであろう。再評価実施の期限も2年ほどの長期が豫定され、企業の任意性が尊重せられそうであるから、この點で從來の再評価以上に優秀企業と然らざる企業の差を擴大すると思われる。

企業の經理に關して立法措置の決定したものは、貸倒準備金の限度引上、輸出契約取消準備金制度の創設、海外支店設置費に關する特別償却の認定等であるが、この減税措置により、1953年度の法人税は税法上129億の減收が見込まれている。懸案の附加價值税の實施はふたたび見送られる。

2. 富裕税の廢止と所得税最高限度の引上

富裕税は1953年度から姿を消す。これに應じて、所得税の最高限度は、現行の200萬圓超55%から、300萬圓超60%，500萬圓超65%に引上げられる。しかし昭和27年における500萬圓超の所得者は1.94千人、所得額85億であるから、その影響は微々たるものにとどまると思われる。他方有價證券の譲渡所得は課稅外におかれ、山林所得その他に對しても個別課稅が行われる。シャウプ勧告で廢止せられた有價證券移轉稅が稅收見込額27億を見込まれて復活する。

預貯金利子に對する源泉選擇稅率が50%から40%に引下げられることも、シャウプ構想からの乖離である。

貯蓄國債に對する財界の意見は、大體において消極的であるが、個人の場合、買入額の25%に相當する所得稅を減稅し（但し、減稅額は所得稅額の20%を限度とする）、法人の場合には、買入額の50%まで、法人稅を減稅する（但し減稅の限度は法人所得の40%までとする）計画のようであるが、貯蓄國債の發行條件の如何によっては、350億程度の減稅を招來する可能性があろう。

3. 消費税・間接税の増徵

砂糖消費稅は廢止勧告にもかかわらず繼續されてきたが、稅率の引上によって稅收は逐年増加し、1950年度の7億が、1953年度には343億となる。實用品に對する物品稅の輕減が決定したが、この

代り財源は、果汁飲料または輸入乗用車に對する物品稅によって補充される。また上述のごとく有價證券取引稅が稅率 1%—2% を以て復活する。

稅制改正に對する財界の要望と政府の稅制改正要綱とを比較すると、兩者の間にはかなりの懸隔がある。社内留保の促進に重點をおく財界の要望は、必らずしも全面的には採用されていない。しかし法人稅の稅法上の改正は、財界の要望に沿って大きく一步を踏みだしたといえるのである。財政規模の縮小によって、法人負擔 550 億を要求した經濟同友會の案は、貯蓄國債の發行によって財政規模の擴張をはかる政府案とするどく對立するようであるが、經濟同友會案においても、日銀からの資金によって借入金の長期債務化をはかるとされているので、一見したほどの食いちがいはないといわなければならない。

IV. 減税要求の妥當性

資本蓄積への要望が強まってきた時期が、あたかも朝鮮動亂景氣の終始、輸出の不振と國內需要の減退時期と一致することは、二つの現象の間の必然的關係を認識させるに足る。われわれは、單に資本蓄積のためのみならず、生活水準の引上のためにも減税を要求する必要がある。しかし、減税の現實的可能性は、もっぱら財政規模の縮小にかかっている。正確に財政規模を測定することは困難であるが、國民所得に對する一般會計歲出の割合は、1934—36 年の 19.5% に對し、1949 年 22.9%，1950 年 17.7%，1951 年 17.0%，1952 年 17.5% で、かなり高い。また國民所得に對する租稅負擔率は、1934—36 年の 8.4%（地方稅を含めると 12.7%）に對し、1949 年 22.1%（27%），1950 年 15.5%（20.6%），1951 年 14.9%（20.5%），1952 年 15.3%（20.8%）と、これまた極めて高い比率をしめし、とくに 1952 年から再上昇の傾向があらわれていることは注意すべきである⁴⁾。

歲出規模の縮小が不可能であると假定すれば、稅法上の減税は別として、實質的な減税は困難である。この場合、資本蓄積のための減税要求が、

4) この數字は、大藏省主稅局：昭和 27 年度租稅及び印紙收入補正豫算の説明、p. 19 による。

本稿の冒頭にのべた問題點に照らして、どれだけの正當性をもつかは、慎重に検討されなければならない。

1953 年豫算案において、租稅總額中直接稅の占める割合は 52% で、前年 1952 年の 56.6% に比してかなり顯著な低下を示している。直接稅の比率の高いこと必らずしも應能原則の満足ではない⁵⁾が、しかしこの事實は稅制の退歩を意味するといって差支えない。應能原則は直接稅の比率の高いことを要求するからである。

1950 年シャウプ勧告における所得稅が苛酷な大衆課稅であったことは、すでに言及した。その後所得稅は、稅法上の減税を年毎に繰りかえし、たとえば基礎控除は 25 千圓（1950）から、30 千圓（1941 年），38 千圓（1951 年），50 千圓（1952 年）と引上げられ、1953 年度からは、基礎控除 60 千圓、扶養控除 35 千圓の線まで引上げられることになったので、納稅人員も大幅に減少して 10,210 千人（1949 年には 21,397 千人の多きに達していた）となり、申告納稅者數も、1949 年の 11,723 千人が、1953 年には、3,170 千人となる豫想である。しかしながら、戰前 1934—1936 年において、第三種所得稅の免稅點は、1,200 圓であったこと、この 1,200 圓の 1953 年における實質內容が、過小に表示された C.P. I. 指數 240 で換算しても 288,000 圓であることを考慮するならば、所得稅が、まだ相當に重いことを知る。もちろん 1934—36 年度においては、酒稅をはじめ清涼飲料、織物、砂糖、タバコに對する高率の消費稅が存在し、直・間稅の比率が、32.3 : 67.7 であつたことを考慮に入れなければならないのであるが、現狀にもどって、當面の問題たる法人稅輕減か所得稅輕減かについては、二、三の考察を加えてみなければならない。

法人稅（當時の第一種所得稅）の收入は 1934—1936 年平均 97,111 千圓、これに對し所得稅（當時の第三種所得稅）收入は、1,108,971 千圓で、その比を求める 46.6 : 53.3 になる。ところで、第

5) 木村元一：直接稅主義の諸條件（租稅研究協會第三回報告大會記録所載）

M. Kimura: Conditions for Direct Taxation, in: *The Journal of the Hitotsubashi Academy*, April 1952.

三種所得税の免税點は 1,200 圓であったから、この税の負擔者の大部分は非勤労所得者であった。しかるに最近における所得税及び法人税の推移は次表のごとくである。

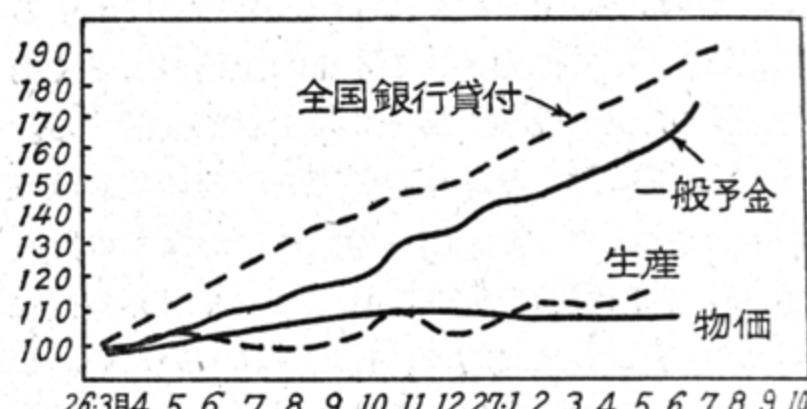
	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953
所得税	792(91)	1908(87)	2787(82)	2201(72)	2345(61)	2600(59)	2509(58)
源泉分	279(32)	764(35)	1415(42)	1275(42)	1322(34)	1761(40)	1749(41)
申告分	513(59)	1144(52)	1372(40)	926(30)	1022(27)	839(19)	759(17)
法人税	71(9)	279(13)	612(16)	837(28)	1494(39)	1879(41)	1767(42)

単位億圓、括弧内は比率%、1950 年までは決算額

この表は(1)インフレーション期の闇所得(申告分)が次第にその比率を減じたこと、(2)デフレーション期に入り急激にいわゆる業主所得が整理され、一部は法人に組織替を行ったこと、(3)法人所得が着實に増加して行ったこと、(4)同時にたびたびの減税にもかかわらず、依然として相當多額の勤労所得が課税対象とされ、生活水準の向上がさまたげられてきたことを物語るように思われる。法人數が 1934—36 年の 9 萬臺から、1946 年頃までにわずか 1 萬を増加したにすぎないのに對し、1947 年には 14 萬となり、1948 年には 17 萬、1949 年には 20 萬、1950 年には 23 萬と増加した理由は、いろいろあろうが、法人税と所得税の間の負擔の均衡が破れていたことも一つの重要な理由であったと思われる。源泉所得税にはかかる通税の道がふさがれていたために、給與水準が物價の上昇を追って上昇するにつれ、年々確實に豫算額を上廻る納稅成績をおさめた。かくて戦前における所得税負擔者が大部分法人および事業所得者であったのに對し、最近の傾向は、中小企業所得層の衰退と大企業の復活、勤労所得層の新たな擔稅者としての登場という特徴ある事態を示している。

以上の考察によつて、少くとも應能負擔の原則からいえば、減税はなお所得税の側に傾くべきではないかという結論に到達する。

冒頭にのべた問題點の第二、すなわち、資本蓄積と有效需要との關係に關しては、考慮に入り来るファクターが多すぎて、狭い紙面では到底論じ得ない。しかし最近における貯蓄のいちじるしい増加が、生産指數、物價、雇傭の停滞にもかかわらず、繼續しつつあることは、預金増加のためにとくに減税措置を構ずる意義を若干うたがわしめ



るものがある(上表参照)

日本銀行調査による普通銀行のコスト分析によれば、總支出中預金利息の比率は、戰前において 60 % ちかくを占めるのに、戰後においては 25—26 % にすぎず、その反面、人件費等の一般経費が、戰前の 20 % から 35—47 % に増大していることは⁶⁾、金利引下問題の核心がどこにあるかを物語っている。もっとも銀行人件費の増加が利子に對する源泉課税のための支拂調書の作成を命ぜられていることに原因するとすれば⁷⁾、問題はまた別である。

第三の問題點についてみると、法人留保所得の税法上の優遇が、シャウプの構想と相反するものであることは、すでにたびたび指摘したが、わが國の現状において、はたして家計からの自發的貯蓄→直接投資の道が、資本蓄積にとって最も有利であるか否か、經濟同友會案に代表される企業利潤の自己蓄積が有利であるか、輕々に断することはできない。企業利潤の優遇と所得税負擔との均衡の問題を度外視するとすれば、自己蓄積の方がヨリ直截であることは疑いないが、株式配當の一定限度までの免稅要求にまでいたると、そもそも資本利潤というものを如何に考えるかという根本問題に觸れざるを得ない。もし有力な獨占的企業が、獨占的な利潤の社内留保に對してさらに税法上の優遇をうけるとすれば、資本の誤投資にみちびく危険が大きい。業界からの減税要求には、しばしば西ドイツに於ける減税措置が他山の石として援用されるのを見るが、西ドイツ貿易の伸長のかけには、減税措置以外に、重要物資の配給統制、

6) 大藏省編集：財政金融統計月報 32 號 p. 28.

7) 宇佐美洵：預金利子課税の問題（日本租稅研究協會年報 (4), p. 153.)

8) 週刊エコノミスト、1月24日號, p. 40—41,

價格統制、労資協調制度の活用（労働組合の經營参加）等、一連の有機的な産業振興策が講ぜられていることを忘れてはならない⁸⁾。われわれはそれでもなお 1928—29 年におけるドイツの産業合理化運動の辿ったと同じ運命が、將來のドイツに襲いかかる危惧をもつてゐる。況んや經濟的諸條件のはるかに劣悪な日本が、深い用意なくして産業合理化や資本蓄積のために、極端な減税要求をなすことは、必らずしも眞に資本の充實を期待する所以ではないように思われる。

V む す び

豫定の紙數を超過したので、資本蓄積の主體の選擇の問題に觸れる餘裕がなくなったが、見返資金特別會計、投資特別會計（1953 度に新設豫定）、預金部資金特別會計、外國爲替資金特別會計等、幾多の有力な資金源を擁する國家が、資本蓄積に果す役割は大きい。ドッヂ方式による超均衡豫算——租稅による強制貯蓄→國家投資の線は、シャウプ稅制においても、最近の稅制改革論においても、ともに拒否せられているが、財政規模の膨脹と増稅の不可能という矛盾の解決を、貯蓄國債の發行にもとめんとする 1953 年度豫算は、ふたたびインフレーションによる強制貯蓄の線を浮び上らしている。

インフレーションは匿名課稅の一種にはかならぬ。物價騰貴に順應し難い所得層の、順應しやすい所得層による收奪の過程である。それは物價騰貴に順應し易い所得層には期せずして減稅の要望を満足せしめるであろうが、同時に他の側の犠牲を要求する。

最後に資本蓄積の促進に關連して、重要だが比較的等閑視されている問題を指摘しなければならない。

通常の見解では資本投資は、國民所得諸項目のうちで次のような地位を與えられる。

1 分配國民所得	4,564 十億
2 調整項目	785
3 統計上のそご	△ 273
國民總生產費	<u>5,076</u>
1 個人消費支出	3,019
2 民間總資本形成	1,166(22.9%)
3 海外純投資	61
4 政府による財貨サービス購入	831
國民總生產	<u>5,070</u>

上の數字は昭和 27 年度經濟白書から轉載した昭和 26 年度の數字である。白書の説明によると、昭和 26 年度の資本形成（投資率）は 23 %で、戰前の 15 %よりはるかに大きい。この民間資本形成には、（イ）住宅、生産施設、（ロ）在庫品增加の二項目がふくまれ、この期間に生じた物價騰貴の影響を調整すると、投資率は 18 %となる。

ところで、所得計算上、投資のうちに住宅や在庫品がふくまれることは差支えないが、住宅、公共建造物、道路等は、眞の意味での資本形成ではない。それは収益を生まないからである。また収益を生む資本投下であっても、軍需品等の生産設備は、國民經濟の再生産に實質的に寄與しない。過剰の遊休施設と失業が存在する限り、かかる非再生産的生産物も或る程度まで實質的な國民所得の増加に寄與するが、その限度は限られている。

資本蓄積と減稅の問題は、窮屈においては、いかなる種類の、いかなる用途にむけられる資本蓄積を促進するのか、というところまで追究しなければならない。この點は、投資の主體が國家であろうと民間であろうとに關係がないが、詳論は後の機會にゆずる。（Feb. 4. 1953）